

産業建設常任委員会会議録

令和 3 年 3 月 1 日

宮 古 市 議 会

宮古市議会定例会令和3年3月定例会議 産業建設常任委員会会議録目次

(3月1日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	4
審査終了	6

宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和3年3月1日（月曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第55号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第57号 高浜地区道路整備（その1）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

付託事件審査（1）

都市整備部長	藤島裕久君	建築住宅課長	菅野和巳君
建築指導室長	高見幸夫君		

付託事件審査（2）

都市整備部長	藤島裕久君	建設課長	去石一良君
管理係長	佐々木将治君	工務係長	佐々木拓君

議会事務局出席者

事務局長	下島野悟	主任	佐々木健太
------	------	----	-------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） はい、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、委員会を進行させていただきます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査2件、説明事項7件となりますので、議事進行にはご協力をお願いいたします。それでは本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでございますので、省略いたします。

○

付託事件審査（1） 議案第55号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） 初めに議案第55号宮古市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） おはようございます。端的に法改正に伴ってということだと思うんですが、床面積が何平米以上以下、そして古いほうの改正前のほうには対応して金額が対応する形で書いてあるんですが、質問は、改正前の何平米以上何平米以下とかいろいろですが、この数字は、金額は基本的に変わらないのかどうかっていうのをちょっと見てもなかなかよくわからなかったの、概略は説明があったとはいえ、ほとんど説明がないような状態でちょっとまだ受け止めていますので、少しその辺を説明をお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） はい。菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） はい。ただいまの面積ごとの金額でございますけれども、こちらのほうは基本的に県で定めている単価と同額でございます。そして、今回法改正に伴いましてですね、対象となる面積がこれまでよりも拡充されたことによりまして、市のほうで対象として作業を行う面積が300平米から500平米の部分、こちらが明確に市の分担、限定特定行政庁分として明確になってきたものですから、これに合わせた料金区分というふうに整理をしたものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） はい、よろしいですか。ほかにごございませんか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 性能確保の問題なんですが、これどういうのさ、言ってみればこの金額がかかってくる。これだけ見てるとよくわかんないんで、ちょっと教えてちょうだい。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） ざっくり申し上げますと、国のほうで住宅に関する省エネを推進しているということで、建築物の省エネ法というのを制定して、整備を進めている状況でございます。市の場合こちらのほうにいわゆる省エネ住宅に係るいわゆる低炭素建築物の新築等の計画、こういうものは市のほうで認定をすることで、認定された住宅が税制の優遇等々受けられるという状況なんでございますけれども、いわゆる計画に合致してるかどうかという認定、こちらのほうの作業ですとか、あとはそれに伴っての適合判定ですとか、変更手続あるいはその証明ですとか、そういうものの審査、申請の手続を行うという内容になってございました。

○委員長（佐々木重勝君） はい、高橋委員。

○委員（高橋秀正君） はい、なるほどわかった。そこまではわかったが、それでこれはこの頃出てきたんだべと思うんだども、多いのか少ないのか。毎年毎年多くなってるわけだ。言ってみれば。

○委員長（佐々木重勝君） 菅野建築住宅課長。

○建築住宅課長（菅野和巳君） まず今回の改正自体は、国の法改正に伴って、以前はもう少し大きい建物を対

象としてたものをさらに小さい建物に、小さいといいましても中規模ぐらいなんです、法改正でそこまで範囲を広げてきたと。それに伴っての市の事務が増えるという状況なんです、まず市のほうでこれまでこれに係る申請等々を受けたという状況ではですね。大体合計してここ5年ほどの間に6件ぐらいというような状況でございます。今後も、一定面積以上の建物をあくまで対象とするものですから、余り件数は増えないものかな、市の分としてはですね。ただ一定面積以上、市が取り扱う面積以上のものは県のほうで取扱いますので、県のほうでの件数は若干増えてくるんじゃないかなとは思っております。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、ほかになければ、これで質疑を終わります。これから議案第55号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第55号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第55号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

○

付託事件審査（２） 議案第57号 高浜地区道路整備（その１）工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（佐々木重勝君） はい、それでは次に議案第57号高浜地区道路整備工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。佐々木議員。

○委員（佐々木清明君） おはようございます。4分冊の4の57の2のところですけども、ちょっと教えていただきたいんですけども、まず変更内容の1番ですけども、プレキャスト防護柵工を増工するとなっておりますけども、ちょっと図面ではわかりにくいんですけども、このことかな。これかな。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） プレキャスト防護柵の件でございますけども、第2号補強土壁工、下の欄にありますプレキャスト防護柵工上段に116.9というふうに赤い文字で書いている文字がございます。これが変更後の数量でございます、当初は黄色の173メートルでございます。変更した部分というのは図面でいきますと左側。黄色の線と赤の線のこの間でございます。こちらのほうにつきましては、この仮設道路、こちらのほう撤去してから盛土しないとですね、施工が出来ないということで、ただこちらのその1の工区につきましては、仮設道路撤去前にある程度仕上げていきたいというところ、この減らした分につきましては、左側の青い区域のですね、その2工事のほうに施工したいと考えてございます。さらに、プレキャスト防護柵の図面、上のほうですがL=84.5メートル、これは今回追加するものでございます。もともとこの区間については復興庁の予算配分のほうが昨年度時点ではまだ決定しておらなかったために、契約には含めておりませんでした。昨年度配分決定になって当初予算で予算計上したことからこの部分を今回追加するものでございます。減った分と増えた分、合計しまして、トータルで28.4メートルの増というふうになります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） はい、わかりました。それで2番目のとこですけども、歩行者の安全を確保するためガードパイプ下部に防跳板を追加するとなっておりますけども、まずこの工事自体が最初は4.5の6メートルの6メートルになってますがね、道路自体が。真ん中が6メートルで、側道のほうが6メートル、それから海側のほうは4.5。これ1番最初の予定ですと、4.5のほうを法面をつけてやるということだったんだけど、現在は4.5の道路がついたと。それでですね、追加ということに対して前々から多分この防跳板は真ん中の本道の山側のほうに石とか飛ばないようにつけるものだと私は思っています。それでその下を歩道があるんです。子どもさんたちが歩いたり大人の方が歩いたときに石が飛んでこないようにこの防跳版を追加するものだと私は思っています。ただこれ今ここで出す前に見積りのときにこういうものは出ないもんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） 当初からこの構造についてですね、計上しておくべきものと考えておりますが、現場の状況を見る中で歩道の位置が下になるということで、そこに石とか、落雪、雪がですね、落ちないようにする必要がありますということで、今回、追加するものでございますが、あとはその予算の配分の部分でまず優先すべき施工の部分で最初に計上してございまして、今回を追加したことによってですね、こういった部分も不足の分を改めて計上したものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） はい。それでですね、防跳板のこの大きさというのは高さと言葉というのは、まずこれ89.0メートルのところにつけるとなってますけど、これ1枚でこのくらいいいわけじゃないでしょうか、何枚ぐらい高さいくらで幅いくらのやつを何枚ぐらいつけるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい。防跳板の高さでございまして、42センチ5ミリでございまして、防護柵のほうは三段のビームになります。その下段の1段目のほうにですね、ちょうどこう収まるようなサイズとなっております。長さにつきましては2メートル間隔、防護柵の支柱間隔が2メートルでございまして、これと同じ間隔でですね、設置しますので全部で89メートルでございまして、全部で44.5枚の設置になります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 我々としてはなかなか、私だけだと思っただけでもちょっとこれ想像がつかないんで、図面等もし出せるのであれば出していただければいいなと思ってましたけど、この防跳板の。もし可能であれば。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） メーカーのカatalogでよろしければこちらのほうお出ししたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） それで次に行きます。3番目の地盤改良部にコンクリートの構造物が埋設されておりますけれども、構造物を撤去するためにこの予算を組んだと思うんですけども、どういうものが埋まってきました。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） こちらは旧国道45号の部分と重なってございまして、その当時に設置していたコンクリートの構造物、これが側溝類であったりですね。様々見えない部分に埋まっていたものですから、地盤改

良する際にそれを撤去しないと改良の機械がですね。地中のほうに挿入出来なかったために追加してございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） もう1点だけ。図面の上のほうに左側の図面の上のほうに薄く塗らさってありますけど、これは多分仮道路を今度造るやつの図面ではないかなあと思うんですけども、この仮道路自体はこれ地主さんとお話ししました。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい、工事に関わる影響の部分については地主さんのほうから了解のほういただいてもう今は全て計画してございます

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 了解を得てると。ありがとうございます。終わります。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければこれで質疑を終わります。これから議案第57号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第57号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案可決すべきものと決定をいたしました。以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたします。お諮りします。3月22日の本会議における委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終了いたします。説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。

午前10時18分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木 重勝